

情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会
UWB 無線システム作業班（第 4 回）議事要旨（案）

1 日時

平成 25 年 3 月 18 日（月） 14 : 00～15 : 30

2 場所

三田共用会議所 3 階 第 3 特別会議室

3 出席者（敬称略）

主 任 : 高田（東京工業大学）

主 任 代 理 : 三浦（（独）情報通信研究機構）

構 成 員 : 青山（スカパーJSAT（株））、明山（（一社）日本アマチュア無線連盟）、浅野（（株）日立国際電気）、井家上（明治大学）、池田（代理：光山、NHK 放送技術研究所）、石田（代理：臼田、クアルコムジャパン（株））、石塚（電気事業連合会）、伊丹（東京理科大学）、大村（代理：斉藤、（一社）電波産業会）、亀谷（国立天文台）、川口（全日本空輸（株））、川端（（株）富士通システム統合研究所）、北（日本電信電話（株））、鬼頭（日本電気（株））、小林（東京電機大学）、菅田（代理：川西、KDDI（株））、関口（シャープ（株））、高田（（一社）日本民間放送連盟）、丹野（代理：小岩、（株）NTT ドコモ）、中川（（一財）テレコムエンジニアリングセンター）、野田（（株）日立製作所）、濱崎（代理：山脇、（独）宇宙航空研究開発機構）、林（日本テレビ放送網（株））、松村（（株）ダイフク研究・研修センター）、三宅（日本無線（株））

事 務 局 : 中越、松井、中川（総務省移動通信課）

4 配布資料

資料 U 作 4 - 1	前回議事要旨（案）	事務局
資料 U 作 4 - 2	干渉検討の前提条件案	事務局
資料 U 作 4 - 3	航空・海上・レーダーアドホックグループの検討結果	小林構成員
資料 U 作 4 - 4	衛星・小電力アドホックグループの検討状況	井家上構成員
資料 U 作 4 - 5	固定・放送アドホックグループの検討結果	伊丹構成員
資料 U 作 4 - 6	携帯電話アドホックグループの検討状況について	事務局
資料 U 作 4 - 7	報告書目次案	事務局
資料 U 作 4 - 8	今後のスケジュール案	事務局
別添資料 1	干渉検討前提条件案	事務局
別添資料 2	航空・海上・レーダーアドホックとりまとめ案	事務局
別添資料 3	衛星・小電力アドホックグループとりまとめ案	事務局
別添資料 4	固定・放送アドホックグループとりまとめ案	事務局
参考資料 1	UWB 無線システム作業班構成員	事務局

参考資料 2	各アドホックグループ構成員	事務局
参考資料 3	情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会運営方針	事務局
参考資料 4	UWB 無線システム作業班運営方針	事務局

5 議事

(1) 前回議事要旨（案）について

事務局より、資料 U 作 4 - 1 に基づき、第 3 回 UWB 無線システム作業班の議事要旨（案）について説明があった。特段の意見等なく承認された。

(2) 各アドホックグループの検討結果及び検討状況について

事務局より、資料 U 作 4 - 2 に基づき、干渉検討の前提条件案について説明があった。また、小林構成員、井家上構成員、伊丹構成員及び事務局より、資料 U 作 4 - 3 ~ 4 - 6 に基づき、それぞれ航空・海上・レーダーアドホックグループ、衛星・小電力アドホックグループ、固定・放送アドホックグループ及び携帯電話アドホックグループの状況について説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

高 田 構 成 員 : 固定・放送アドホックとりまとめ資料のスライド 4 で局数を正式に記載したい。

亀 谷 構 成 員 : 測地 VLBI は電波法の保護対象設備でないが、世界的に共有して測地を行うなど重要である旨を記載いただいていることに感謝する。このような書きぶりを報告書にも盛り込んでほしい。

高 田 主 任 : 報告書にもこの旨を記載することとなる。

高 田 主 任 : フレネルゾーンの判定について、平成 17 年度の報告書では中継距離が不確定で、今回計算により再現したと説明があったが、今回の報告書ではその辺を留意して追記するということでよい。

事 務 局 : 事務局で追記する。

また、事務局より、別添資料 1 ~ 4 の各アドホックグループのとりまとめ案については、明日遅くとも 3/21 までに作業班の構成員に照会をかけ、4/5 を期限として意見を伺うとの説明があった。

(3) 報告書目次案について

事務局より、資料 U 作 4 - 7 に基づき、報告書目次案について説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

高 田 主 任 : 6 章は 5 章との兼ね合いで書きぶりが変わると説明があったが、5 章の干渉軽減機能はローバンドに関する事なので、ハイバンドのセンサー用途 UWB の技術的条件について記述する 6 章と関わらないと考える。

事 務 局 : ローバンドの干渉軽減機能の技術的条件も記載するとすると、6 章は UWB 無線システムの技術的条件という表題になる。しかし、技術的条件を 2 つに分けている例は報告書で見たことがないので、他の報告書を

見た上で書き方については考えることとする。

高 田 主 任 : 6 章の表題も含めて検討ということで了解した。

(4) 交流電源接続規制の取り扱いについて

事務局より、交流電源接続規制の取り扱いについて説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

高 田 主 任 : 交流電源接続の規制が障壁となる事例の提案はいつまでか。

事 務 局 : 別添資料の照会期限を合わせて 4/5 までとする。

青 山 構 成 員 : 資料 U 作 4 - 2 の点線内において、「屋内に固定的に設置されている必要がある。」との記載があるが、前回の報告書では「交流電源に接続している。」という書きぶりでなかったか。

事 務 局 : 確認する。屋内限定と交流電源への接続という二重規定の懸念もある。

石 塚 構 成 員 : 交流電源に繋ぐと屋内で UWB を使用する担保になるという説明があった。しかし、屋内であっても、交流から直流に変換するインバータを使って直流で動く無線システム等が存在するのではないかと。申し上げたいのは、交流と屋内利用が必ずしも紐尽くものではないということ。

野 田 構 成 員 : 内部の UWB モジュールは直流動作であるが、外部の AC アダプタを AC 電源に接続しないと電源供給できない。

石 塚 構 成 員 : 直流につなげる電源端子を有した UWB はないのか。

野 田 構 成 員 : 弊社の製品は AC アダプタが付いているものであり、電源端子を見る限りは直流供給。バッテリーを繋げば基本的に動く。弊社としては、決められた AC アダプタを使用くださいという形でそれを守っている。

三 浦 : 交流電源の接続を外すのであれば、要望を出すよう事務局から説明があったが、先ほどの意見を踏まえると、交流電源接続と屋内利用は 1 対 1 に対応していないのではないかと。現在の技術の流れを考えると、ハイブリッド車はインバータを積んでおり、交流に繋がっているが、屋内ではない。屋内限定とそれを実現するための交流電源接続とは 1 対 1 に対応していないと考える。

事 務 局 : 当時の議論で、交流電源接続まで規制をかければ UWB の数は出ないと考えた。例えば、無線 LAN は告示で屋内利用と規定しているのみである。本来、屋内利用と交流電源接続は無線局の運用の話で技術基準の話ではない。しかし、既に制度として決められているので、撤廃するためには議論が必要となる。

高 田 主 任 : 当時の議論でこういう規定をしていまい、今見ると違和感のある規定となっている。無線設備の運用については、別のところで規定されているべきものだが、UWB はイレギュラーなもので、既に無線設備規則で制度化されている。要望があれば変更し、合理的な規定に変えろとし、要望が無ければそのままよいと考える。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料 U 作 4 - 8 に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

高 田 主 任 : 議論が発散すると伸びる可能性もあるのか。

事 務 局 : 干渉軽減機能については、平成 25 年 12 月 31 日までに技術的条件を定めないと技適がとれなくなる。センサー用途は後ろにずれることも可能だが、情報通信審議会で 2 件まとめて答申としたいので、ご協力をお願いしたい。

高 田 主 任 : ご多忙だと思うが、特に審議がまとまっていない衛星・小電力、携帯電話アドホックグループについてはご協力よろしくをお願いしたい。

(6) その他

事務局より、次回の作業班は 4 月中旬～下旬（おそらく 4/15 以降）の開催を予定しているとの説明があった。

以上